

県立学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス対策における「感染拡大防止集中対策期」（4月4日～24日）への移行を受けた学校の対応について

県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、本で行われた第46回香川県新型コロナウイルス対策本部会議にて、警戒のレベルを「感染拡大防止集中対策期」に引き上げることが決定されました。

各学校においては、令和3年3月31日付け2教保第13746号でお知らせしている感染症対策を遵守いただくとともに、特に下記の点に御留意いただき、より確実に感染症対策を徹底するよう、お願いします。

なお、今回の警戒レベルは引き上げられますが、文部科学省が示す学校の行動基準は「レベル2」を継続しますので、文部科学省の衛生管理マニュアルを参照する際は、【レベル2地域】の内容を確認してください。

記

1 新年度における保健管理体制の整備について

- ・ 新入生の健康情報等について、教職員間で情報共有を図るとともに、緊急時の保護者連絡先を早期に把握すること。
- ・ 始業式や入学式を実施する場合は、感染症対策を徹底するとともに、感染者が発生した場合の対応等も検討しておくこと。
- ・ 登校前の健康観察が徹底できるよう、保護者へ協力依頼をしておくこと。
- ・ 児童生徒や教職員に感染が判明した際の学校の対応について、全職員で共通理解を図り、学校組織として対応できるよう、準備をしておくこと。
- ・ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師と連携し、助言を受け、感染症対策を行うとともに、日々の清掃に重点をおき、清潔な学校環境を保つこと。

2 各教科や給食等の対応について

- ・ 感染のリスクの高い学習活動においては、実施について慎重に検討すること。
- ・ 給食等食事をとる場面においては、食事の前後での手洗いを徹底し、例えば、机を向かい合わせにしないなど、飛沫を飛ばさないような席の配置を工夫すること。

3 部活動について

- 部活動前の健康観察を徹底するとともに、特に新入部員の心身の健康に留意すること。
- 県内の学校との練習試合・県内大会等への参加は可とするが、昼食時間も含め、感染予防を徹底し、部活動顧問のみで実施を決定するのではなく、校長が実施計画・大会要項等を十分に確認した上で判断し、決定すること。

4 その他

- 濃厚接触者及び感染者やその家族等はもちろんのこと、県外等校区外からの転入生などが、不当な理由でいじめや差別を受けることがないように、児童生徒及び教職員の人権に最大限配慮すること。